

第3期亀岡市 子ども・子育て支援事業計画

概要版



～ すべての子どもたちが光り輝く 笑顔あふれるまち ～

令和7(2025)年3月

亀岡市

第3期亀岡市子ども・子育て支援事業計画とは？

亀岡市では、令和4(2022)年8月に“子ども”と“子育てを頑張る人”を本気で応援する「子どもファースト」を宣言し、子どもたちの笑顔があふれる、子育てにやさしいまちづくりを推進しています。

本計画は、令和2(2020)年3月に策定した「第2期亀岡市子ども・子育て支援事業計画」が令和6(2024)年度末をもって終了することから、これまで取り組んできた施策を引き継ぐだけでなく、子どもや子育て家庭を取り巻く近年の社会変化や国の動向等に対応し、子どもファースト宣言の理念を踏まえて策定するものです。

01 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、国・府の子ども・子育て支援の関連計画との整合性を図るとともに、本市の最上位計画である「第5次亀岡市総合計画」をはじめ、保健・医療・福祉・教育等の関連する個別計画との整合・連携を図ります。



02 計画の対象

亀岡市に居住するすべての子ども(0歳からおおむね18歳)、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を本計画の対象とします。



03 計画の期間

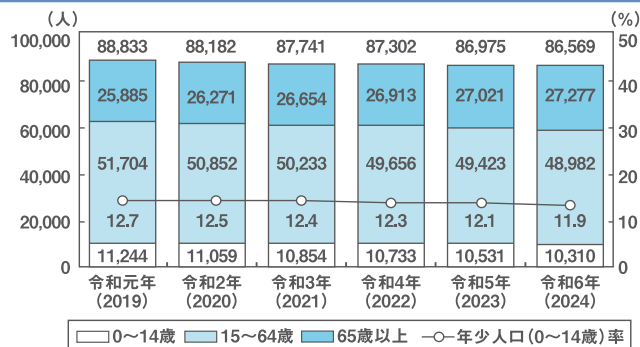
令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間中における社会情勢の変化や法制度の変更等に対しては柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
第2期 亀岡市子ども・子育て支援事業計画 (令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)				第3期 亀岡市子ども・子育て支援事業計画 (令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)					次期計画

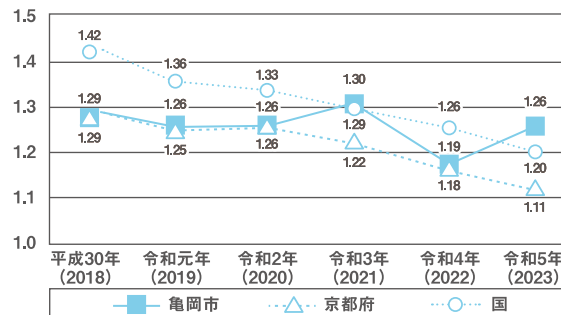
亀岡市の子ども・子育てでも取り巻く現状

亀岡市の人口の推移



資料:住民基本台帳 (各年4月1日現在)

合計特殊出生率の推移



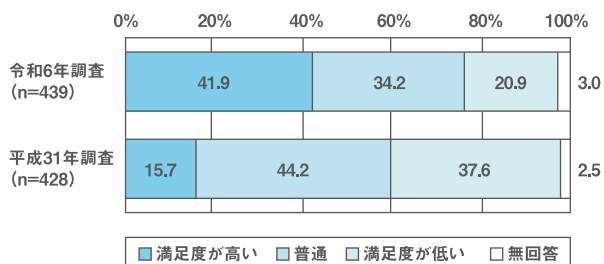
資料: (国・京都府) 人口動態統計
(亀岡市) 出生数・女性人口により独自算出

● 令和6 (2024) 年には、人口に占める子どもの割合が約1割、高齢者の割合が約3割となっており、少子高齢化が進んでいます。

● 合計特殊出生率は、国・京都府が下降傾向となっているのに対し、亀岡市では横ばい傾向となっています。

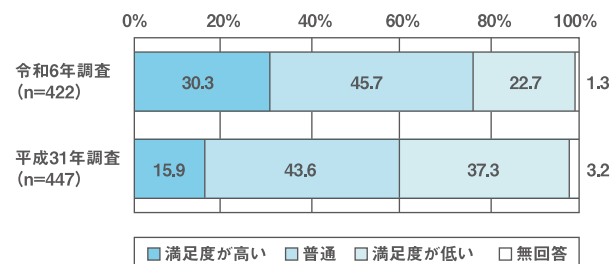
地域における子育ての環境や支援への満足度

未就学児童保護者



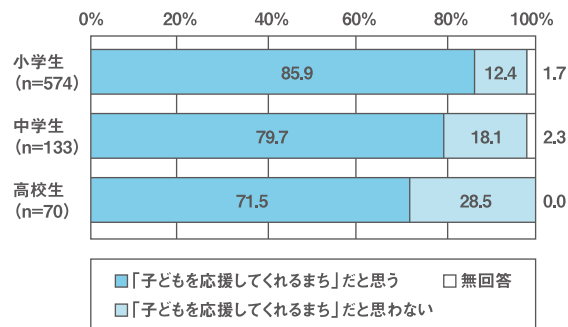
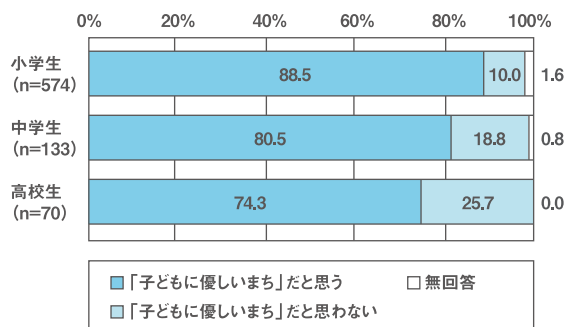
※満足度として、5点及び4点を「満足度が高い」、3点を「ふつう」、2点及び1点を「満足度が低い」として区分

小学生保護者



● 子育ての環境や支援への満足度については、「満足度が高い」人が、平成31年調査から増加しています。

子どもたちの意見をきいてみました!「亀岡市ってどんなまち?」



● 多くの小学生・中学生・高校生が“子どもに優しいまち”、“子どもを応援してくれるまち”と評価しています。



計画が目指すもの



すべての子どもたちが光り輝く 笑顔あふれるまち

すべての子どもの育ちとすべての子育て家庭の支援を行い、妊娠・出産から子育てまで切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが安全・安心で健やかに成長することができる環境を整備し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進します。

計画を推進するための基本的な視点



子どものより良い育ちの実現に向けて、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めるとともに、学びや遊びを通じて心身ともに子どもの健やかな発達が保障されるよう、身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあい、子どもたちが生まれ育った家庭の事情等に左右されることなく、夢と希望をもって成長できる、子どもに優しいまちづくりに取り組みます。

目指す数値目標(アウトカム指標)

成果指標		実績値	目標値
		令和6(2024)年	令和11(2029)年
地域における子育ての環境や支援に満足している保護者の割合(満足度が高い+やや高い)	就学前	41.9%	50%以上
	小学生	30.3%	40%以上

上記目標値を設定し、行政や子ども・子育て関係機関だけでなく、すべての年代の市民や地域、企業・事業所など、「地域まるごと子育て支援」を進めていきます。

亀岡市の子育てを取り巻く課題	基本目標	基本施策
地域における子育て家庭の孤立の解消 子育てに関する不安や悩みの軽減に向けて、子育て中の親子が気軽に集うことができる機会の提供や、交流の促進が必要	1 地域ぐるみで子育てを支援する	1 地域における子育て支援体制の充実 2 子育てに関する各種情報の提供、相談体制の充実
切れ目のない子育て支援体制の構築 保健・医療、福祉及び教育の各分野の連携による母子健康の充実や健康づくり、妊娠から子育てに至るまでの切れ目のない支援体制が必要	2 子どもの健やかな成長を支援する	1 子どもや家族の健康の確保 2 妊娠期からの切れ目のないライフステージを通じた支援の推進 
学びを通じた子どもの心身ともに健やかな発達 自ら学び、考え、行動できる「生きる力」を育む教育環境の充実、若い世代が子どもを産み育てることの意義を理解できる環境づくりが必要	3 子どもの学びを支援する	1 子どもの個性を大切にした教育の充実 2 家庭や地域の教育力の向上 3 次代の親の育成支援
安全・安心な子どもの居場所づくり 安全・安心に過ごせる施設や場所の充実と、子どもを交通事故や犯罪から守り、地域で健やかに育つことのできる安全・安心な環境づくりが必要	4 子育てしやすい安全でやさしいまちづくり	1 子育てを支援する生活環境の整備 2 安全・安心な子どものあそびば・居場所づくりの支援 
子育てと仕事の両立支援の充実 子育てと仕事の両立支援に対する企業や事業所の理解の促進とともに、子育て家庭の保育・教育サービスの潜在ニーズに対応した多様な受け皿の確保が必要	5 仕事と子育ての両立を支援する	1 働き方の見直しに向けた広報・啓発などの推進 2 保育所(園)・こども園などの整備・充実 3 多様な保育サービス提供体制の確保
誰一人取り残さない子育て支援の充実 生まれ育った家庭の事情に左右されず、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が等しく確保されるよう、子どもやその家庭も含めた見守りや支援を行っていくことが必要	6 子どもを大切にするまちづくり	1 すべての子どもの権利と育ちを応援するまちづくりの推進 2 児童虐待・ヤングケアラーの発生予防、早期発見・対応、自立支援 3 配慮が必要な子どもや家庭への支援 



目標実現のための施策展開



基本目標1

地域ぐるみで子育てを支援する

01.地域における子育て支援体制の充実

- 子育て支援ネットワークづくりや人材育成に努め、地域ぐるみで子どもや子育て家庭を見守る体制づくりを行います。
- 気軽に子育て支援活動に参加できる機会の確保や、多様な形態による活動展開への支援により、多様な活動が広がり継続されていくための支援を行います。



具体的な主な取組み

- 地域子育て支援拠点事業 ■かめおかっこ出前ひろば事業
- ファミリー・サポート・センター事業 ■地域ぐるみで子どもを守り育てる活動の推進 など

02.子育てに関する各種情報の提供、相談体制の充実

- 「かめおか子ども・子育てハンドブック」やSNSを活用し、妊娠・出産・子育てに関する各種情報提供に努めます。
- 子育てに関する相談体制の充実を図るほか、複雑・複合的な課題を抱える世帯には、分野横断的な支援体制の中で連携しながら重層的な支援を実施します。

具体的な主な取組み

- 子育てに関する情報の提供 ■子育てに関する相談体制 ■利用者支援事業
- 乳幼児教育センター事業 ■幼児教育アドバイザーの配置の検討 など

基本目標2

子どもの健やかな成長を支援する

01.子どもや家族の健康の確保

- 保健・医療、福祉及び教育の各分野の連携による母子保健の充実や健康づくり支援などの充実努めます。
- 若い世代への啓発など、次世代を担う未来の子どもの健康の可能性を広げます。



具体的な主な取組み

- 乳幼児健康診査事業 ■妊娠期からの支援の推進 ■産後相談・ケア事業 など

02.妊娠期からの切れ目のないライフステージを通じた支援の推進

- 「BCome+」を中心に、妊娠期からの切れ目のない支援体制の整備を推進します。
- すべての子どもが地域で安心して、等しく健やかに育つことができる環境づくりを推進します。

具体的な主な取組み

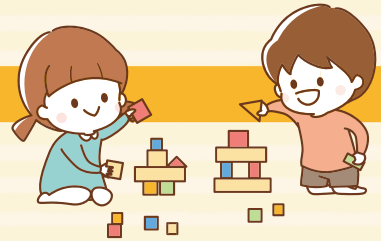
- ワンストップ窓口体制の整備 ■親子の保健に関する情報の提供 ■経済的負担の軽減 など

基本目標3

子どもの学びを支援する

01.子どもの個性を大切にした教育の充実

- 一人ひとりの発達や成長の状況に応じたきめ細かな学習の推進を行うとともに、将来の自立に向けた「生きる力」を育む教育を充実します。



具体的な主な取組み

- 確かな学力を育む教育の推進 ■地域資源を活かした体験・環境学習の推進
- 特別支援教育の推進 ■保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小・中・義務教育学校の連携 など

02.家庭や地域の教育力の向上

- 家庭の教育力の向上に向けた情報提供などの取組を進めるとともに、多様な地域資源の活用を図りながら、学校・家庭・地域が協力・連携し、多世代での交流や集いの場づくりに努めます。

具体的な主な取組み

- 男女共同参画意識の啓発 ■地域学校協働活動推進事業 ■子どもの社会参加機会の充実 など

03.次代の親の育成支援

- 人権教育や健康教育、乳幼児や妊産婦とのふれあいの機会を確保するなど、子どもを生み育てることや生命の大切さなどを学ぶことができる機会の確保に努めます。

具体的な主な取組み

- 教育相談事業 ■性や生命に対する正しい知識の普及及び支援 ■健康教育の推進
- 子どもたちが乳幼児とふれあう機会の提供 など

基本目標4

子育てしやすい・安全でやさしいまちづくり

01.子育てを支援する生活環境の整備

- ハード・ソフト両面から、外出しやすく子育てにやさしいまちをめざします。
- 子どもの安全をまち全体で見守る体制づくりを進めます。



具体的な主な取組み

- 子どもの事故予防・交通安全の推進 ■子育てバリアフリーの推進 ■緊急時などの情報発信 など

02.安全・安心な子どものあそびば・居場所づくりの支援

- 子どもたちの自主的な「あそび」を活発にし、幅広い年齢の子どもたちが交流し、豊かに育ち合うことができるよう、子どもの「あそび」の充実に向けた環境づくりを行います。

具体的な主な取組み

- 子どものあそびば・居場所づくりの支援 ■子育て支援啓発イベントなどの実施
- 安全に遊べる公園・広場などの確保及び利用促進 など

基本目標5

仕事と子育ての両立を支援する



01.働き方の見直しに向けた広報・啓発などの推進

- 子育て中の男女が家庭や職場等において等しく参画できるよう、働きながら安心して子育てできる職場環境の整備や男性のさらなる育児参加に向けた支援を行います。

具体的な主な取組み

■ワーク・ライフ・バランスの普及啓発 ■育児休業の取得促進に向けた普及啓発・復職支援 など

02.保育所(園)・こども園などの整備・充実

- 就学前児童の教育・保育環境や子育て支援事業の整備・充実を図り、待機児童の解消を目指すとともに、質の高い教育・保育内容の提供に向けて、人材の確保・育成に取り組みます。

具体的な主な取組み

■保育所(園)・こども園整備と適正配置 ■待機児童の解消に向けた取組の推進
■幼児教育・保育の負担軽減 ■教育・保育に関わる人材の確保及び質の向上 など

03.多様な保育サービス提供体制の確保

- 子どもが生まれても安心して働ける環境づくりとともに、保護者の多様な保育ニーズに対応できるサービス提供体制の確保に努めます。

具体的な主な取組み

■延長保育事業 ■一時預かり事業 ■病児・病後児保育事業 ■休日保育事業
■放課後児童健全育成事業 など

基本目標6

子どもを大切にするまちづくり



01.すべての子どもの権利と育ちを応援するまちづくりの推進

- 子どもの基本的な権利を大切に捉え、子どもの目線から子どもの幸せを考え、未来を担う子どもが幸せに生きることのできる社会の実現を目指します。

具体的な主な取組み

■子どもの人権の意識啓発 ■子どもの貧困の解消に向けた対策の推進 など

02.児童虐待・ヤングケアラーの発生予防、早期発見・対応、自立支援

- 周りの大人や地域が子どもたちの異変に気づき、必要な支援につなげられるよう、ネットワークの形成を行うとともに、子どもやその家庭に寄り添った支援や相談できる環境を整えます。

具体的な主な取組み

■児童虐待・ヤングケアラー防止対策の充実 ■子育て世帯訪問支援事業 など

03.配慮が必要な子どもや家庭への支援

- 各家庭の生活実態やニーズを踏まえて総合的に対応しています。また、すべての子どもが地域とともに成長することができるように支援するとともに、保護者の気持ちに寄り添った支援を行います。

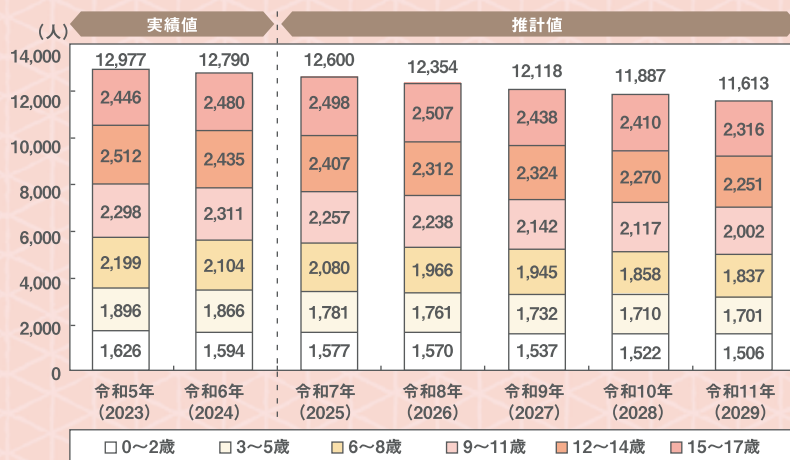
具体的な主な取組み

■ひとり親家庭などへの支援 ■障がいのある子どもなどへの支援 ■いじめ、不登校などに関する相談の実施 ■外国につながる(ルーツを持つ)子どもへの支援 など

子ども・子育て支援事業計画



将来の子ども人口推計



資料:実績値／住民基本台帳人口、推計値／コーホート変化率法による推計人口

01 幼稚園、保育所(園)、認定こども園事業

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。

保育所(園)は、保護者が就労や疾病などにより、就学前児童を保育することができないなど、保育が必要であると認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

認定こども園は、幼稚園、保育所(園)の機能を備え、就学前の教育・保育、子育て支援サービスを総合的に提供する施設です。



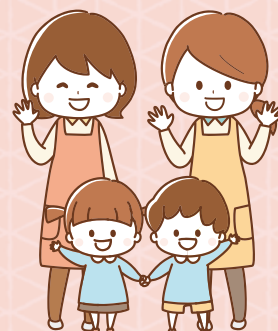
1号認定	3～5歳の児童が対象で、保育の必要性はなく、教育ニーズがある認定区分
2号認定	3～5歳の児童が対象で、保育の必要性がある認定区分
3号認定	0～2歳の児童が対象で、保育の必要性がある認定区分

		1号認定	2号認定		3号認定		
			学校教育	保育	2歳	1歳	0歳
量の見込み・確保内容	令和7(2025)年度	424	102	1,273	377	325	135
	令和8(2026)年度	384	105	1,281	386	333	137
	令和9(2027)年度	343	107	1,281	385	331	139
	令和10(2028)年度	304	109	1,286	392	337	140
	令和11(2029)年度	268	112	1,300	397	342	142

●量の見込みに対応した提供量を確保します。

●待機児童の解消に向けて、保育の受け皿の確保を図るため、保育士等の確保や小規模保育事業所の開設を行い、受け入れ体制の強化を進めます。

●公立保育所については、施設の老朽化・周辺部の保育所での定員割れ等の課題があることから、適正な施設運営に努めます。



02 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業名	事業概要	令和11年度 (2029)	
時間外保育事業 (延長保育事業)	保育認定を受けた児童について、保育所(園)や認定こども園などで、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施します。	実施か所数	11か所
		見込量/提供量	614人
放課後児童健全育成事業 	保護者が就業などにより昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や学校休業日に適切な遊びや生活の場を提供し、支援員等の活動支援のもと、児童の健全な育成を図ります。亀岡市では、「かめおか児童クラブ」を開設しています。 	実施か所数	34か所
		見込量/提供量	1,299人
		1年生	381人
		2年生	362人
		3年生	284人
		4年生	168人
		5年生	77人
		6年生	27人
子育て短期支援事業	児童の養育等が一時的に困難となった場合に、児童養護施設において一定期間、養育等を行います。	実施か所数	1か所
		見込量/提供量	275人
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	実施か所数	7か所
		見込量/提供量	75,045人日
幼稚園などにおける一時預かり事業 	幼稚園の在園児を対象として、一時預かりを行います。	実施か所数	5か所
		見込量/提供量	22,005人日
保育所(園)などにおける一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、保育所(園)、こども園やその他の場所で一時的に預かります。	実施か所数	7か所
		見込量/提供量	1,192人日
病児・病後児保育事業	病気や病気回復期の児童で、保護者が保育できない場合に、保育施設などで児童を預かります。	実施か所数	10か所
		見込量/提供量	1,988人
ファミリー・サポート・センター事業 	育児の援助を依頼したい人(おねがい会員)と援助したい人(まかせて会員)を会員として、一時的・臨時的に有償で児童の預かりなどを行います。	実施か所数	1か所
		見込量/提供量	930件
利用者支援事業 	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じて相談・助言、関係機関との連絡調整などを実施します。	実施か所数	9か所
		基本型	7か所
		特定型	1か所
		こども家庭センター型	1か所



事業名	事業概要		令和11年度 (2029)
妊婦健康診査 	妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として、健康診査を行います。	見込量	503人
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を助産師や保健師が訪問し、情報提供や適切なサービスの提供を行います。	見込量	469人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、保健師・助産師・保育士などが訪問し、適切な養育を支援します。	見込量	97人
実費徴収に係る補足給付を行う事業	特定教育・保育施設や特定子ども・子育て支援施設において、保護者が支払うべき日用品・文房具などに要する費用や行事への参加に要する費用、副食材料費などの実費負担の部分について、公費による補助を行います。		
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定保育教育・保育施設などへの新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるように、支援、相談・助言などを行います。※新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。		
子育て世帯訪問支援事業	家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭をヘルパーが訪問し、家事、育児などの支援を行います。	見込量	480人
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える児童等の居場所をつくり、児童等とその家庭が抱える多様な課題に応じて関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童等の状況に応じた支援を包括的に実施するための取組を行います。※実施に向けて検討します。		
親子関係形成支援事業 	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対して、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。※実施に向けて検討します。		
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。	見込量	82人
妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行います。	妊娠届出数	503件
		面談実施回数	1,509回
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付で、月一定時間までの利用枠の範囲内で、満3歳未満の小学校就学前子どもが保育所(園)や幼稚園などの施設に通園し、遊びや生活の場を利用し、保護者の情報や助言を受ける制度です。※事業実施に向けた人材の確保を図るなど、実施方法を検討していきます。		



※見込量については、社会情勢の変化や法制度の変更等に応じて、随時見直しを行います。

計画の推進に向けて

01 推進体制

庁内関係各課を中心に具体的施策の実施状況について適宜把握するとともに、部局の枠組みを超えた総合的な体制により、各部局での事業取組の情報を共有し、市全体で計画を推進します。

また、本計画に掲げる取組については、本市が単独で実施できるもののほかに、国の制度や法律などに基づく事業もあるため、国や京都府、近隣自治体との連携を深め、必要に応じて協力要請を行いながら、計画を推進します。

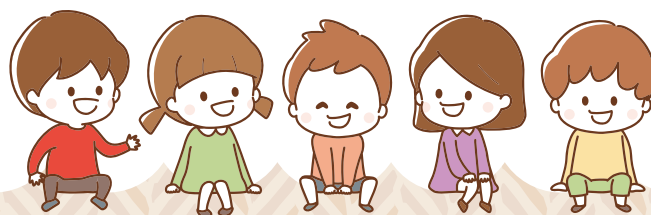
02 市民・企業等の参加・参画の推進

子どもや子育て世帯の当事者が施策や取組に意見を表明できる場を確保するとともに、本計画について広報等により市民等の理解を深め、子どもに優しく子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を促進します。

03 施策の実施状況の点検

本計画に基づく事業の実施状況については、学識経験者や子ども・子育て支援に関する事業の従事者、地域活動団体、子育て中の保護者などで構成する「亀岡市子ども・子育て会議」において、進捗状況の把握や今後の方向性について点検・評価を行い、結果の公表を行います。

また、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向などを鑑みながら、翌年度以降の事業展開に活かします。



第3期亀岡市子ども・子育て支援事業計画
令和7(2025)年3月 亀岡市

こども未来部子育て支援課子どもファースト推進係
〒621-0805 亀岡市安町釜ヶ前82番地
電話：0771-25-5126(直通) FAX：0771-25-5128